

総務常任委員長報告

令和2年12月18日

今期定例会において、総務常任委員会に審査付託となりました議案3件及び陳情1件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会では、去る12月4日及び14日に委員会を開催し、担当部長等の出席、また、陳情者から趣旨説明を受け、慎重に審査いたしました。

議案第135号「三次市行政組織条例の一部を改正する条例（案）」外2議案については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において、各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

議案第135号「三次市行政組織条例の一部を改正する条例（案）」については、情報政策監を新たに設置し、デジタル技術活用をより強固に推進することで市民の利便性向上を図るものである。とりわけ、この分野は高度かつ専門性を求められることから専門職員の育成、また、専門機関との連携等、あらゆる方法を協議・検討され、いち早く効果が得られることを期待する。

議案第144号「指定管理者の指定について」は、指定管理者の変更に伴う雇用やその条件、支所への市営住宅に係る相談窓口の継続など、市民サービスが低下することがないように、市も積極的に関わりながらスムーズな運営体制へ移行すること。また、引き続き、業務執行にあたっては透明性の確保等、より一層努めること。

次に、陳情第1号「神杉コミュニティセンターの早期改築について」は、市財政の現状を鑑みたとき、早期の実現は困難だと考える。しかしながら、該当施設は地域の拠点であり、基幹避難所と位置付けられている。この重要な役割を持つ施設も経年劣化、高齢者、障害者に対応してない構造、狭隘なトイレ、衛生的とは言い難い調理室等、施設に求めている本来の機能が果たせていないことから、本陳情の願意は妥当と判断し採択とする。今後、必ず訪れる大修繕や改築について、将来的な財政負担等を反映した全市的なコミュニティセンターの維持管理計画について早期に検討するよう強く要望する。

以上，述べました事項のほか，審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見についても，今後十分に反映していただくよう要望し，委員長報告を終わります。